

# 滞在コンテンツ造成支援事業費補助金交付要領

制定 令和4（2022）年4月13日

（趣旨）

**第1条** 県の交付する滞在コンテンツ造成支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び滞在コンテンツ造成支援事業実施要領に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的等）

**第2条** 滞在コンテンツ造成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の目的、交付の対象となる事業の内容、補助率、補助限度額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の目的	交付の対象となる事業の内容	補助率 及び補助上限額	交付の相手方
魅力ある滞在コンテンツを造成し、観光客の滞在時間の長期化等を図る。	地域の特性を活かした旅行商品の創出を図ることを目的とする企画、実証実験及び商品化に向けた検討  （地域資源の発掘・整理、観光客のニーズ調査、商品の企画、検討、商品の実証実験、商品化の検討、その他知事が特に必要と認めた経費）	1 補助率 当該事業に要する経費から消費税・地方消費税相当額を控除した額の3分の1以内  2 補助上限額 200千円	旅行業法第三条により第二種、第三種又は地域限定旅行業務の登録を受けた栃木県知事登録旅行者

2 前項に掲げる交付対象事業に係る補助対象経費は別表に定めるところとする。

（交付の申請）

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
滞在コンテンツ造成支援事業費補助金交付申請書	別記様式第1号	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 知事が必要と認める書類	別記様式第2号 別記様式第3号	1 1	栃木県知事（以下「知事」という。）が別に定める日

（補助条件）

**第4条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるところとする。

- 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（第5条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 第4条第1号における軽微な変更は、事業費の20パーセントを超えない変更とする。

(変更等の承認)

第6条 第4条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
滞在コンテンツ造成支援事業費補助金事業遂行状況報告書	別記様式第5号	1	1 事業遂行状況報告書	別記様式第6号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
滞在コンテンツ造成支援事業費補助金事業実績報告書	別記様式第7号	1	1 事業実績書 2 収支決算書 3 支出関係証票の写し 4 知事が必要と認める書類	別記様式第8号 別記様式第9号	1 1	知事が別に定める日

(補助金の請求)

第9条 規則第19条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	様式	提出期限
滞在コンテンツ造成支援事業費補助金交付請求書	別記様式第10号	1	1 交付決定通知書の写し 2 確定通知書の写し 3 収支精算書 4 知事が必要と認める書類	1	別記様式第11号	知事が別に定める日

(書類の整備等)

**第10条** 規則第23条の規定による帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業に係る実施効果の報告)

**第11条** 補助金の交付を受けた旅行者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間、観光交流課長の求めに応じて、当該補助事業に係る効果について、滞在コンテンツ造成支援事業費補助金実施効果報告書(別記様式第12号)を提出するものとする。

2 観光交流課長は、第1項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の効果が第3条の交付申請の際に想定された事業効果等と比べ十分でないとき認めるときには、その改善のための助言等を行うことができる。

## 附 則

この要領は、令和4(2022)年4月13日から施行し、同年度の補助金について適用する。